

目次

第3 高齢者福祉に関すること

1	高齢者福祉に関する窓口	98
2	在宅生活の支援	
(1)	高齢者配食サービス	100
(2)	高齢者日常生活用具の給付	101
(3)	緊急通報システム	102
(4)	ひとり暮らし高齢者等登録	103
(5)	認知症高齢者等家族支援サービス	104
(6)	認知症高齢者等あんしん補償事業	105
(7)	認知症カフェ	106
(8)	認知症家族介護者交流会	107
(9)	福祉センターの利用	108
(10)	地域包括支援センター	109
(11)	成年後見制度の利用支援	110
(12)	日常生活自立支援事業	111
(13)	生活支援員派遣事業	111
(14)	訪問看護ステーション	112
3	施設への入所	
(1)	養護老人ホームへの入所措置	113
4	交通・住宅の助成等	
	※市営住宅使用料の減免	52
	※高齢者・障がい者住宅改修費支給	54
	※居住安全（バリアフリー）改修工事に伴う固定資産税の減額制度	55
(1)	シルバーハウジング	115
(2)	高齢者さんさんバス料金助成	116
(3)	高齢者等タクシー料金助成	116
5	手当・介護用品の給付等	
(1)	在宅介護者等介護手当の支給	118
(2)	家族介護用品の支給	118
(3)	在日外国人福祉給付金の支給	119
6	社会活動・団体活動	
(1)	シルバー人材センター	120
(2)	老人憩いの家の利用	121
(3)	高齢者訪問	122

(4) 敬老金の支給	122
------------------	-----

7 その他

(1) 介護保険サービス	123
(2) 社会福祉法人等による利用者負担の軽減	126
(3) 障がい者ホームヘルプサービス利用者負担の軽減	127
(4) 後期高齢者医療制度・後期高齢者福祉医療費の支給	128
(5) 高齢者（成人）保健事業	129
(6) 年金制度	130
(7) 障がい者控除対象者認定書の交付	131
(8) 医療費（おむつ）控除証明書の交付	132
(9) ふれ愛電話	132
(10) 地域見守り活動事業「みまもっ手」	133
(11) 高齢者福祉事業「おしゃべり会」	133
(12) 高齢者運転免許自主返納支援事業	134

第3 高齢者福祉に関すること

1 高齢者福祉に関する窓口

取扱事項	窓口
<p>在宅生活の支援 高齢者配食サービス、高齢者日常生活用具の給付、緊急通報システム、ひとり暮らし高齢者等登録、認知症高齢者等家族支援サービス、認知症高齢者等あんしん補償事業、認知症カフェ、認知症家族介護者交流会</p> <p>施設への入所 養護老人ホームへの入所措置</p> <p>交通・住宅の助成等 シルバーハウジング、高齢者住宅改修費支給、高齢者さんさんバス料金助成、高齢者等タクシー料金助成</p> <p>手当・介護用品の給付等 在宅介護者等介護手当の支給、家族介護用品の支給、在日外国人福祉給付金の支給</p> <p>社会活動・長寿お祝い 老人憩いの家の利用、高齢者訪問、敬老金の支給</p> <p>介護保険サービス利用者負担の軽減 社会福祉法人等による利用者負担の軽減、障がい者ホームヘルプサービス利用者負担の軽減</p> <p>介護保険 介護保険サービス [要介護（要支援）認定の申請・介護保険料の徴収・その他介護保険に関すること]</p> <p>その他 障がい者控除対象者認定書の交付、医療費（おむつ）控除証明書の交付</p>	<p>市役所 長寿介護課 電話32-8009</p>
<p>訪問看護事業</p>	<p>みよし市訪問看護ステーション （みよし市民病院内） 電話33-3500</p>
<p>高齢者（成人）保健事業 [健康教育、健康相談、訪問指導、保健指導、健康診査]、後期高齢者医療・後期高齢者福祉医療費の支給</p>	<p>市役所 保険健康課 （高齢者（成人）保健事業） 電話76-5880 （後期高齢者医療等） 電話32-8016</p>

取扱事項	窓口
<p>在宅生活の支援 高齢者にかかわる総合的な相談支援、介護全般に関する相談、福祉制度利用に関する相談、成年後見制度の利用支援</p>	<p>おかよし 地域包括支援センター （カリヨンハウス内） 電話33-4177</p> <p>きたよし 地域包括支援センター （ケアハウス「寿睦苑」内） 電話33-0791</p> <p>なかよし 地域包括支援センター （福祉センター内） 電話34-6811</p> <p>みなよし 地域包括支援センター （みよし市民病院内） 電話33-3502</p>
<p>就業機会の提供 請負事業、派遣事業、企画提案型事業（自主事業）</p>	<p>シルバー人材センター 電話34-1988</p>
<p>在宅生活の支援 福祉センターの利用、地域包括支援センター事業、日常生活自立支援事業、成年後見支援センター事業</p> <p>福祉用具、福祉車両の貸出 車いす・携帯車いす・歩行器の貸出、福祉車両の貸出</p> <p>社会活動・団体活動・その他 ボランティア活動、地域福祉活動助成事業、ふれ愛電話、高齢福祉事業「おしゃべり会」、地域見守り活動事業「みまもっ手」、高齢者運転免許自主返納支援事業</p>	<p>社会福祉協議会 電話34-1588</p>
<p>市営住宅 市営住宅使用料の減免 シルバーハウジングの申し込み</p>	<p>市役所 生活環境課 電話32-8018</p>
<p>県営住宅 シルバーハウジングの申し込み</p>	<p>愛知県住宅供給公社 三河住宅管理事務所 豊田加茂支所 電話0565-34-2001</p>

2 在宅生活の支援

(1) 高齢者配食サービス

窓口 市役所 長寿介護課	電話 0561-32-8009	ファクシミリ 0561-34-3388
各地域包括支援センター	109ページ参照	

配食を通して、「安否確認」を行う福祉サービスです。65歳以上の買い物等が困難な方に対して、定期的にお家を訪問し、栄養バランスのとれた食事を手渡しします。

1 対象者

食のアセスメントによりサービスを利用することが適切であると認められる次のいずれかに該当する方

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの方
- (2) 65歳以上のみの世帯に属する方
- (3) (1)又は(2)に準ずる方（※要相談）

2 サービス内容

週7回以内、1日1食の昼食又は夕食を配食

3 利用料

- | | |
|--------|----------------------|
| 1食 普通食 | 300円（おかずのみの場合は、250円） |
| 健康管理食 | 500円（おかずのみの場合は、450円） |

4 手続きに必要なもの

申請書のほか、地域包括支援センターが作成するアセスメント票の添付が必要です。

(2) 高齢者日常生活用具の給付

窓口 市役所 長寿介護課
各地域包括支援センター

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388
109ページ参照

援護を必要とする高齢者及びひとり暮らしの高齢者の日常生活の便宜を図るため、用具を給付します。

1 対象者

- (1) 65歳以上で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らしの方
- (2) 65歳以上で、足腰の衰え等により歩行に不安のある方
- (3) 65歳以上で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で医師より補聴器の装用が必要と判断されたものであって、聴覚障がいによる身体障がい者手帳を持っていない方

2 給付品目

- (1) 電磁調理器（火を使わない調理器具）
- (2) 自動消火器（自動的に消火剤を噴出する消火器）
- (3) シルバーカー（歩行補助用具）
- (4) 高齢者難聴用補聴器（管理医療機器認証を取得したもの）

3 利用者負担額

生計中心者の前年度市民税所得割額が

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1) 非課税世帯 | 0円 |
| (2) 10,000円以下の世帯 | 16,300円 |
| (3) 10,001円～30,000円の世帯 | 28,400円 |
| (4) 30,001円～80,000円の世帯 | 42,800円 |
| (5) 80,001円～140,000円の世帯 | 52,400円 |
| (6) 140,001円以上の世帯 | 全額 |

※シルバーカーは、購入費の2分の1（上限10,000円）を助成。利用者は、残額を負担。

※高齢者難聴用補聴器は、市民税課税世帯の方 購入費の2分の1（上限15,000円）、市民税非課税世帯の方 購入費の2分の1（上限30,000円）を助成。利用者は、残額を負担。

(3) 緊急通報システム

窓口 市役所 長寿介護課
各地域包括支援センター

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388
109ページ参照

在宅の緊急事態の発生が予想されるひとり暮らし高齢者、在宅のひとり暮らし重度身体障がい者等の急病や事故などの緊急事態に対処できる緊急通報システム機器一式を貸出し、対象者の安全確保を図るとともに、日常生活の不安を軽減します。

1 対象者

- (1) 緊急事態の発生が予想される65歳以上のひとり暮らしの方
- (2) ひとり暮らしの重度身体障がい者
- (3) 緊急事態の発生が予想される65歳以上の方又は重度身体障がい者で構成された世帯の世帯主

※上記以外に対象となる場合がありますので、詳しくは窓口までお問合せください。

2 サービス内容

緊急通報システム機器一式を貸出し、ボタンを押すことにより自動的に尾三消防本部に通報され、必要な措置がとられます。

3 利用料

- (1) 機器設置・撤去の費用等 ……………市負担
- (2) 通話料金等 ……………本人負担

※原則、NTTアナログ回線が必要です。

(4)ひとり暮らし高齢者等登録

窓口 市役所 長寿介護課 電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388
各地域包括支援センター 109ページ参照

緊急事態に備え、居住状況や家族状況等の内容を登録していただきます。

1 対象者

市内に住所があり、医療法、老人福祉法、介護保険法に基づく施設等に入所していない次のいずれかに該当する方

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの方
- (2) 65歳以上の方のみで構成される世帯の方

2 内容

居住状況や家族状況を登録していただきます。登録いただいた情報は、尾三消防本部等に提供し、急病や事故等の緊急事態に対処します。

3 登録項目

家族構成、主な疾病、福祉サービスの利用状況、住居の状況、緊急連絡先

※登録した内容を、緊急事態発生時等に、豊田警察署及び尾三消防本部並びに地域包括支援センター、行政区、民生児童委員及びみよし市社会福祉協議会に提供することに同意していただくことが必要です。

(5) 認知症高齢者等家族支援サービス

窓口 市役所 長寿介護課
各地域包括支援センター

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388
109ページ参照

外出中に行方不明になる可能性のある高齢者等を介護している方に、位置探索用の端末装置を貸出し、行方不明高齢者等の早期発見と安全の確保に役立てます。

1 対象者

市内に居住する次のいずれかに該当する方を在宅で介護する方

- (1) 65歳以上で外出中に行方不明になる可能性のある方
- (2) 要介護又は要支援認定を受け、主治医意見書により外出中に行方不明になる可能性が認められる40歳以上65歳未満の方

2 サービス内容

(1) ココセコム(GPS衛星)

位置情報端末機を貸出し、介護者がインターネットで探索する。もしくはオペレーションセンターに連絡し探索を依頼します。その結果、介護者が保護に向います。

(2) ミマモルメ(GPS衛星)

位置情報端末機を購入し、介護者がミマモルメアプリで探索します。

※(1)又は(2)のうち、いずれか1つを貸与します。

3 利用料

(1) ココセコム

ア 基本料金 月1,320円(税込) インターネットによる位置検索料金含む

※電話による検索 1回220円(税込)

※その他、標準充電器(2,750円(税込))またはバッテリー充電器(6,490円(税込))代金が必要となります。

(2) ミマモルメ

ア 基本料金 月638円(税込)

イ 位置検索料金 無料 ※検索回数は、無制限

※充電アダプター等は別途購入が必要となります。

(6) 認知症高齢者等あんしん補償事業

窓口 市役所 長寿介護課

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388

各地域包括支援センター

109ページ参照

認知症高齢者等の情報を市に事前に登録することにより、認知症高齢者等が行方不明になった場合において、早期に発見・保護するために当該情報を役立てます。

登録者は、市が契約者となる個人賠償責任保険に加入され、外出中の事故などでご家族などが損害賠償責任を負った場合に、損害賠償保険金の支払いを受けることができます。

また、希望される方には、QRコード付き「見守りシール」を交付し、行方不明となった際の発見者と家族との連絡体制をつくります。

1 対象者

認知症若しくは認知症の疑いのある方（若年性認知症を含む。）又は障がい者（知的障がい及び精神障がいに限る。） ※施設入所者は、登録できません。

2 手続きに必要なもの

- (1) 登録申請書
- (2) 登録者の写真
- (3) 介護保険の認定がない方は、認知症チェックリスト
- (4) 知的障がいのある方は、療育手帳の写し
- (5) 精神障がいのある方は、精神障がい者保健福祉手帳の写し

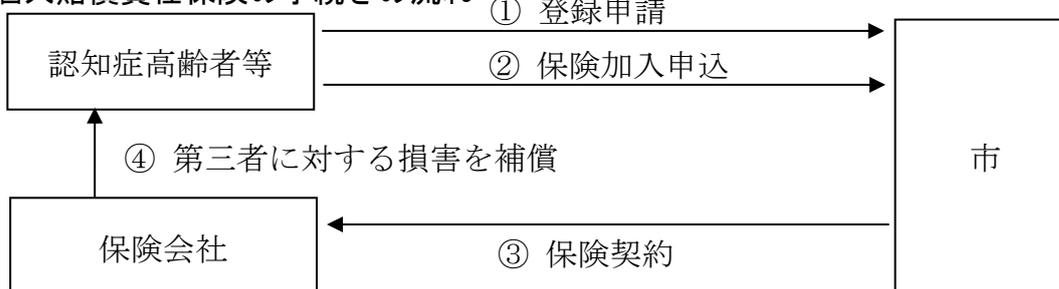
3 補償額の上限

個人賠償責任保険 5億円

4 保険料

市が負担します。

5 個人賠償責任保険の手続きの流れ



6 QRコード付き見守りシールの交付を希望する場合

登録申請書の交付希望欄に交付を希望する旨を記載してください。

7 QRコード付き見守りシールの利用方法

- (1) 見守りシールを対象者の衣服などに貼り付けます。
- (2) 発見者が見守りシールのQRコードをスマートフォンなどで読み取ることにより、ご家族にメールで通知されます。

(7) 認知症カフェ

窓口 市役所 長寿介護課
各地域包括支援センター

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388
109ページ参照

認知症の人や介護されているご家族、認知症に関心のある人や医療や福祉の専門職など、誰でも参加できる居場所です。みんなでおしゃべりしたり、気兼ねなく日頃の悩みを相談したり、認知症のことを学んだりします。

名称	内容	日時	場所	費用	担当包括
わらかど	参加者同士の談話、音楽、体操	毎月8のつく日 14:00～15:30	三好丘旭 1-4-8	無料	おかよし
オリーブ	脳トレ、回想法、大正琴、歌、健康体操など	毎月第4木曜日 13:30～15:00	社会福祉法人翔寿会 談話室キャロット (福谷町寺田4)	無料	きたよし
にこにこサロン	参加者同士の談話、薬剤師などによる相談	毎月第2木曜日 14:00～15:00	うどん店和來～wara～	無料	なかよし

(8) 認知症家族介護者交流会

窓口 市役所 長寿介護課
各地域包括支援センター

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388
109ページ参照

認知症の家族の方を介護している方が、不安や困りごとを相談し、一緒に考えていくための交流会を開催します。

1 対象者

家族を介護している方

2 内容

- (1) 介護情報の提供
- (2) 介護者同士の交流

3 申込み

不要

4 開催日

毎月第4金曜日
(12月は第3金曜日)

5 開催場所

みよし市役所会議室

(9) 福祉センターの利用

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

高齢者、心身障がい者（児）等の健康増進と機能回復訓練、各種福祉団体の活動の場、また、みよし市社会福祉協議会の事務所、ボランティアセンター等の総合的社会福祉施設として利用しています。

1 利用者

- (1) 福祉等に関する団体（民間事業所等は除く。）
- (2) 福祉等に関する個人

2 利用日

月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く。）

3 施設概要

福祉センター

- 1階：機能回復訓練室、浴室、相談室A・小多目的室、事務室
- 2階：会議室A、相談室B、教養娯楽室（和室）、ボランティア室
- 3階：大ホールA・B、会議室B、多目的室

(10) 地域包括支援センター

窓口 各地域包括支援センター

電話・ファクシミリ 下表参照

地域包括支援センターは、包括的支援事業を一体的に実施する機関です。保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士といった専門職種を配置し、その専門知識や技能を互いに活かしながら、高齢者の抱える生活課題を解決し、地域でのその人らしい尊厳ある生活を継続するために必要な援助、支援を包括的に行うことを目的としています。

また、地域包括ケアシステムを構築する上で、中心的な役割を担っています。

1 対象者

高齢者（おおむね65歳以上の方）

2 内容

- (1) 介護予防事業のケアマネジメント
- (2) 高齢者にかかわる総合的な相談・支援
- (3) 虐待の防止・早期発見のための権利擁護事業
- (4) 支援困難ケースの対応等
- (5) 成年後見制度の利用支援

3 相談日

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで

（おかよし地域包括支援センターは午前9時から午後5時45分まで）

（12月29日から翌年1月3日まで及び祝日を除く。）※ 緊急相談対応は24時間体制

4 概要

施設名	担当地域	所在地	連絡先
おかよし地域包括支援センター	三好丘中学校区	みよし市三好丘二丁目2番地1 （カリヨンハウス内）	電話33-4177
きたよし地域包括支援センター	北中学校区	みよし市福谷町寺田4番地 （ケアハウス「寿睦苑」内）	電話33-0791
なかよし地域包括支援センター	三好中学校区	みよし市三好町陣取山39番地5 （福祉センター内）	電話34-6811
みなよし地域包括支援センター	南中学校区	みよし市三好町八和田山15番地 （みよし市民病院内）	電話33-3502

(11) 成年後見制度の利用支援

窓口	市役所 福祉課	電話 0561-32-8010	ファクシミリ 0561-34-3388
	長寿介護課	電話 0561-32-8009	ファクシミリ 0561-34-3388
	成年後見支援センター	電話 0561-33-5020	ファクシミリ 0561-34-5860

認知症の高齢者、精神障がい者又は知的障がい者など判断能力の不十分な方々の権利を保護（財産管理や身上監護）するために、成年後見制度に関する相談に応じています。

成年後見制度利用に当たり、必要とする費用を負担することが困難な方には、申立費用及び成年後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業があります。また、身寄りがない等、申立者が不在の場合に本人に代わって市長が家庭裁判所に後見開始等の申立（市長申立）を行っています。

1 成年後見支援センター

成年後見支援センターでは、成年後見制度の説明や手続きに関する相談、成年後見人等からの相談について専門の相談員が常駐して対応します。秘密は厳守されます。

(1) 相談日

月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く）の午前9時から午後5時まで

(2) 相談場所

みよし市立ふれあい交流館内

(3) 相談料

無料

(4) その他

事前予約が必要です。電話番号：0561-33-5020（くらし・はたらく相談センター共通）

2 成年後見制度利用支援事業助成対象者

(1) 生活保護を受けている方

(2) 中国残留邦人等支援法による支援給付等を受けている方

(3) 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度の対象者の要件に該当する方

(4) その他成年後見等開始審判の申立に要する費用を負担することが困難であると市長が認めた方

3 市長申立について

本人に代わって市長が家庭裁判所に後見開始等の審判請求を行う方は、判断能力が不十分で次のいずれかに該当する方

(1) 配偶者及び2親等内の親族のいない方

(2) 4親等内の親族で審判請求する人がいない方

(12) 日常生活自立支援事業

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

福祉サービス利用のお手伝いをします。それに併せて、日常的なお金の出し入れ、生活に必要な事務手続き、大切な書類を預かるなどのお手伝いをします。

1 対象者

判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など

2 内容

- (1) 福祉サービス利用援助
- (2) 日常的金銭管理サービス
- (3) 書類等の預かりサービス

3 利用料

内 容	利 用 料
(1) 福祉サービス利用援助	1回 1,200円
(2) 日常的金銭管理サービス	※生活保護世帯は無料
(3) 書類等の預かりサービス	月額250円

4 利用日

月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く。）

(13) 生活支援員派遣事業

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

福祉サービス利用のお手伝いをします。それに併せて、日常的なお金の出し入れ、生活に必要な事務手続き、大切な書類を預かるなどのお手伝いをします。

1 対象者

日常生活に不安を抱えている身体障がい者、身体に不自由のある高齢者、みよし市生活困窮者自立支援事業の支援決定者などで、自分ひとりで契約することが不安な方や、お金の出し入れ、書類の管理などをするのに不安のある方

2 内容

3 利用料

4 利用日

（12）日常生活自立支援事業と同じです。

(14) 訪問看護ステーション

窓口 みよし市訪問看護ステーション（みよし市民病院内）

電話 0561-33-3500

訪問看護事業

かかりつけの医師の指示により、看護師が皆さまの家庭を訪問し、本人と介護者の希望にそった療養上の世話や医療処置などの看護サービスを行います。

1 対象者

病気やけがなどにより家庭で療養している状態で、医師の診察又は訪問診療を受けている方

2 サービスの内容

相談・介護指導、状態の観察、清潔のケア、食事・排泄のケア、服薬管理、床ずれの予防や傷の手当、軽い運動、医療処置、ターミナルケア、チューブ・酸素等の管理など

3 利用方法

医療保険を利用の方は主治医に、介護保険を利用の方は主治医と介護支援専門員に相談し、医師から訪問開始の指示が出た後、利用申込をしていただき訪問の内容・日程を決めます

4 業務時間

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（12月29日から翌年1月3日まで、及び祝日を除く。）ただし、緊急時は状態に応じて電話相談・訪問します

5 利用料

医療保険の利用か、介護保険の利用かによって異なります

3 施設への入所

(1) 養護老人ホームへの入所措置

窓口 市役所 長寿介護課

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388

養護老人ホームは、家庭環境や経済上の理由により、家庭で生活することが困難な高齢者が入所する施設です。みよし市老人ホーム入所判定審査会が、老人福祉法の規定による養護老人ホームへの入所が必要と判断したときは、養護老人ホームへの入所措置を行います。

1 対象者

65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により家庭で生活することが困難な方

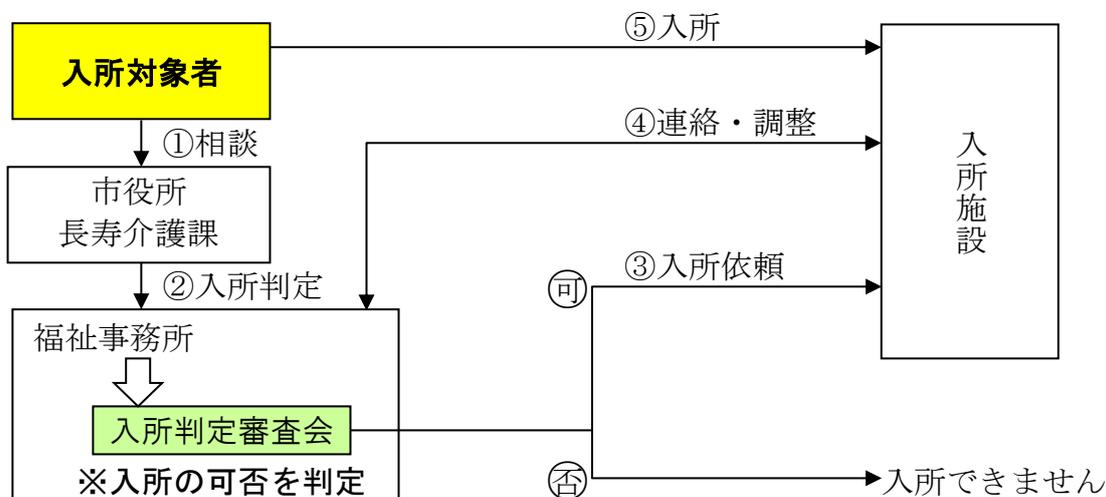
2 入所費用

- (1) 本人 前年の収入に応じて負担
- (2) 扶養義務者 当該年度分の市民税及び前年分の所得税額の状況により負担

3 その他

入所判定審査会での審査が必要です。
※入所判定審査会は、随時開催します。

4 入所の流れ



4 交通・住宅の助成等

市営住宅使用料の減免

窓口 市役所 生活環境課 電話 0561-32-8018 ファクシミリ 0561-76-5702

52ページ (13)市営住宅使用料の減免を参照してください。

高齢者・障がい者住宅改修費支給

窓口 市役所 長寿介護課 電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388

54ページ (14)高齢者・障がい者住宅改修費支給を参照してください。

居住安全（バリアフリー）改修工事に伴う固定資産税の減額制度

窓口 市役所 税務課 電話 0561-32-8019 ファクシミリ 0561-32-2585

55ページ (15)居住安全（バリアフリー）改修工事に伴う固定資産税の減額制度を参照してください。

(1) シルバーハウジング

窓口 市役所 長寿介護課（サービス提供）

電話 0561-32-8009

ファクシミリ 0561-34-3388

生活環境課（市営住宅）

電話 0561-32-8018

ファクシミリ 0561-76-5702

愛知県住宅供給公社

三河住宅管理事務所 豊田加茂支所

電話 0565-34-2001

シルバーハウジングは、高齢者の生活に配慮した、段差を抑えたバリアフリー構造や異変を知らせる設備等を有する住戸で、生活援助員による見守り等の福祉サービスの提供を受けながら、自立した安全かつ快適な生活を営むことを目的とした住宅です。

1 対象住宅

市営・・・福谷住宅

県営・・・中島住宅、福谷住宅

2 対象者

市営・県営住宅に入居するための一般的な要件（所得制限等）のほか、次の(1)から(3)の項目を満たす方が対象です。

(1) 年齢及び世帯構成は、次のいずれかに該当すること。

ア 申込者自身が65歳以上の夫婦世帯（配偶者は60歳以上）

イ 申込者自身が65歳以上の親族からなる二人世帯（同居者は60歳以上）

ウ 65歳以上の単身者

(2) 日常生活は、次のいずれかに該当し、支障なく送れること。

ア 申込者及び同居者は日常生活に支障のない程度に健常であること。

イ 常時介護の必要な単身者は、住戸内で必要な介護を受けられていること。

(3) 次の契約を結ぶことができること。

ア 生活援助員の派遣等に関する契約を入居する日までに結ぶこと。

イ 緊急通報システム用のNTTアナログ電話回線に加入すること。

3 サービス提供の内容

(1) 生活援助員による見守り等の福祉サービス

ア 電話及び訪問による生活指導・相談、安否確認

イ 緊急時の対応

ウ 関係機関等との連絡

エ その他日常生活上必要な援助

(2) 緊急通報システムの設置

入居者の身体の急変、火災などの緊急時に尾三消防本部に通報する装置を設置し、適切な対応が可能となっています。

(2) 高齢者さんさんバス料金助成

窓口 市役所 長寿介護課

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388

市内在住の高齢者に対し、さんさんバスの料金を助成します。

1 対象者

市内在住の65歳以上の高齢者

2 助成内容

さんさんバスを利用したときの料金全額

3 利用方法

さんさんバスに乗車する際に、年齢及び住所の分かる身分証明書を運転手に提示してください。

※身分証明書の例：運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカードなど

(3) 高齢者等タクシー料金助成

窓口 市役所 長寿介護課

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388

要介護1から5までに認定されている者であって、在宅で介護されている市内在住の人に対し、タクシー料金を助成します。

1 対象者

要介護1から5までに認定されている者であって在宅で介護されている市内在住の人

2 助成内容

タクシー料金助成利用券を年間一冊（36枚分）

3 利用方法

(1) 料金助成利用券に必要事項を記入し、介護保険証を提示の上、タクシーの運転手にお渡しください。

(2) 利用券1枚につき630円とし、1回の乗車につき（630円毎に）最大6枚まで使用することができます。

(3) 乗車料金以上分の利用券を使用することはできません。

(4) 心身障がい者タクシー料金助成の対象である高齢者については対象外です。心身障がい者タクシー料金助成を申請してください。

4 適用会社

料金助成利用券に記載してある会社のみ適用

5 手続きに必要なもの

- (1) 申請書
- (2) 要介護認定を受けた介護保険証

6 その他

- (1) 助成料金を超える分については、実費負担となります。
- (2) 料金助成利用券を紛失した場合など、再交付はできませんのでご注意ください。
- (3) 翌年度分は、現年度の3月1日(土日祝の場合は翌開庁日)から申請を受け付け、後日交付となります。

5 手当・介護用品の給付等

(1) 在宅介護者等介護手当の支給

窓口 市役所 長寿介護課 電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388
各地域包括支援センター 109ページ参照

要介護に認定された65歳以上の高齢者を、在宅で介護している介護者又は高齢者本人に対し、手当を支給します。

1 対象者

市内に引き続き1年以上居住し、要介護3から5までに認定された65歳以上の高齢者を在宅で介護している介護者又は高齢者本人

※在宅で介護を受けている高齢者が、施設等入所又は医療機関入院の場合は対象となりません。

2 手当額

月額3,000円

3 給付月

4月から9月まで及び10月から3月までの分を一括して支給します。

※手当を支給すべき事由が消滅した場合、手当の支給を停止した場合、その他市長が必要と認めた場合は随時に支給します。

(2) 家族介護用品の支給

窓口 市役所 長寿介護課 電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388
各地域包括支援センター 109ページ参照

在宅で高齢者などを介護している家族を対象に、介護用品（紙おむつと尿取りパッド）を支給することにより、介護家族の身体的、経済的負担の軽減を図ります。

1 対象者

要介護3から5までに認定された方で、在宅で介護を受けている方

※施設等入所又は医療機関入院の場合は、支給を中止します。

2 内容

紙おむつ、尿取りパッドの現物支給またはチケット（給付券）をお渡しし、市内給付券取り扱い店舗にて自ら購入していただく。

※給付券取扱店舗は、長寿介護課までお問い合わせください。

(3) 在日外国人福祉給付金の支給

窓口	市役所 福祉課	電話 0561-32-8010	ファクシミリ 0561-34-3388
	長寿介護課	電話 0561-32-8009	ファクシミリ 0561-34-3388

日本に在留する外国人で国民年金（厚生年金その他の公的年金等）の給付を受けることができない方へ福祉給付金を支給します。

1 対象者

昭和57(1982)年1月1日以前から平成24(2012)年7月8日まで、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律第4条の規定による廃止前の外国人登録法による登録(帰化した方にあつては、帰化した日以後は住民基本台帳法による記録)をされ、同月9日以後引き続き住民基本台帳法により記録され、本市に1年以上居住している方で、次の要件を満たす方

(1) 在日外国人高齢者福祉給付金

大正15(1926)年4月1日以前に生まれた方

(2) 在日外国人重度障がい者福祉給付金

ア 昭和37(1962)年1月1日以前に生まれた方

イ 重度障がい者(身体障がい者手帳1級若しくは2級又は療育手帳所持者)であること。

ウ 障がいの発生原因になった傷病の初診が昭和57年1月1日以前であること。

2 給付額

(1) 在日外国人高齢者福祉給付金…………… 月額 10,000円

(2) 在日外国人重度障がい者福祉給付金…………… 月額 20,000円

3 給付月

4月(12～3月分)、8月(4～7月分)、12月(8～11月分)

4 手続きに必要なもの

(1) 申請書

(2) 所得証明書

(3) 重度障がい者は、身体障がい者手帳又は療育手帳の写し

6 社会活動・団体活動

(1) シルバー人材センター

窓口 シルバー人材センター（太陽の家） 電話 0561-34-1988 ファクシミリ 0561-34-2831

高齢者が就業を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに活力ある地域づくりに寄与することを目的として設置しています。

1 対象者

60歳以上の健康で働く意欲のある方で、シルバー人材センターの理念に賛同された方

2 仕事の内容

(1) 請負事業 自らの能力や経験をもとに受託作業を完了する事業
主な仕事 除草、草刈、清掃、樹木せん定、施設管理、蜂の巣撤去、ワンコインサービス等
(2) 派遣事業 会員が事業所等で指示・命令を受け就業する事業
主な仕事 受付、清掃、屋内軽作業
(3) 企画提案型事業(自主事業) 高齢者の社会経験や趣味を活かした自主的な事業
主な仕事 木工製品製作、花卉・野菜(ミニトマト)栽培、屋内軽作業、オンリーワンショップ

3 就業に対する対価

(1) 請負事業	配分金：1時間(目安)1,077円～1,600円程度
(2) 派遣事業	賃金：愛知県最低賃金以上で、発注者との契約で定める単価
(3) 企画提案型事業 (自主事業)	配分金：完成品等の売上で算出した単価

4 施設

施設名	所在地	電話番号
太陽の家	みよし市三好町井ノ花100番地1	34-1988
福谷太陽の家	みよし市福谷町蔵屋敷1番地	
東山太陽の家	みよし市三好町東山45番地1	

(2) 老人憩いの家の利用

窓口 各老人憩いの家

市内に居住する高齢者に対して、教養の向上、レクリエーション及び趣味活動等の場の提供やお互いの親睦と各種の活動を通し、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的として設置しています。

1 対象者

原則として、市内在住の60歳以上の方

2 休館日

- (1) 月曜日及び火曜日（祝日の場合は、その翌日）
- (2) 祝日
- (3) 1月2日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

3 利用時間

午前9時から午後5時まで

4 老人憩いの家一覧

施設名	所在地	電話番号
新屋老人憩いの家	みよし市三好町池ノ原1番地21	34-1577
中部老人憩いの家	みよし市三好町宮ノ越30番地1	32-2571
三好下老人憩いの家	みよし市園原二丁目1番地1	34-6633
西一色老人憩いの家	みよし市西一色町ノ林14番地	34-3200
福田老人憩いの家	みよし市福田町東屋敷91番地2	34-0255
明知上老人憩いの家	みよし市明知町東谷30番地	32-3600
明知下老人憩いの家	みよし市明知町下屋敷16番地3	34-1067
打越老人憩いの家	みよし市打越町前田27番地1	34-4633
筋生老人憩いの家	みよし市筋生町小金下3番地1	34-2621
福谷老人憩いの家	みよし市福谷町蔵屋敷1番地	36-2080
黒笹老人憩いの家	みよし市黒笹一丁目10番地4	36-5345
東山老人憩いの家	みよし市三好町東山45番地1	34-0300

(3) 高齢者訪問

窓口 市役所 長寿介護課

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388

長年にわたり、社会の進展に貢献した高齢者宅を訪問し、お祝い品を手渡すことで、感謝の意を表し、その長寿をお祝いします。

1 対象者

- (1) 令和7(2025)年9月1日現在で、最高齢である方
- (2) 令和7(2025)年に99歳に達し、又は達する見込みである方
- (3) 令和7(2025)年度に100歳に達し、又は達する見込みである方

2 訪問日

9月の敬老月間中

(4) 敬老金の支給

窓口 市役所 長寿介護課

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388

長年にわたり、社会の進展に貢献した高齢者に敬老金を贈り、感謝の意を表し、その長寿をお祝いします。

1 対象者

令和7(2025)年9月1日時点で、市内に住所があり、住民基本台帳に登録されている次に掲げる対象者

対象年齢	
満80歳	昭和20(1945)年1月1日～12月31日生まれ
満90歳	昭和10(1935)年1月1日～12月31日生まれ
満100歳以上	大正14(1925)年12月31日以前生まれ

2 支給日

原則として9月5日から9月30日までの間

3 支給金額

満80歳…5,000円

満90歳…10,000円

満100歳以上…30,000円

7 その他

(1) 介護保険サービス

窓口 市役所 長寿介護課

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388

日常生活において、常に介護を要する状態(要介護者)又は食事や身支度などに支援を要する状態(要支援者等)であると認定された方は、介護サービス及び介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)を利用できます。

サービスの種類

1 居宅サービス

介護サービス・介護予防サービス

- (1) 訪問介護(ヘルパー)(要介護者のみ)
ホームヘルパーによる生活援助、身体介護など
- (2) 訪問看護
看護師等による療養上の世話や診療の補助など
- (3) 訪問リハビリテーション
理学療法士、作業療法士等の専門家によるリハビリ
- (4) 訪問入浴介護
入浴チームによる浴槽を提供しての入浴の介助
- (5) 居宅療養管理指導
医師等による療養上の管理・指導
- (6) 通所介護(デイサービス)(要介護者のみ)
デイサービスセンターで日帰りの機能訓練、食事、入浴などの支援
- (7) 通所リハビリテーション(デイケア)
介護老人保健施設などで、日帰りの機能訓練・入浴などの支援
- (8) 短期入所生活介護、短期入所療養介護(ショートステイ)
介護老人福祉施設などで、機能訓練、日常生活の支援などを受けながらの短期間の宿泊
- (9) 福祉用具貸与
四点杖、車いす、特殊寝台などの自立に役立つものの貸与
- (10) 特定施設入居者生活介護
有料老人ホームなどに入居しての日常生活支援
- (11) 特定福祉用具販売
入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入費の助成
※年間上限10万円に対する9割、8割、7割
- (12) 住宅改修費支給
手すりの取付け、段差解消などの住宅改修への助成
※上限20万円に対する9割、8割、7割
- (13) 居宅介護支援
ケアマネジャーによるケアプランの作成など

2 地域密着型サービス

介護サービス・介護予防サービス

※利用できる方は、原則としてみよし市民に限られます。

(1) 地域密着型通所介護（要介護者のみ）

利用定員18人以下のデイサービスセンターで、日帰りの機能訓練・食事・入浴などのサービスを受ける。

(2) 認知症対応型通所介護

認知症高齢者専用のデイサービスセンターで、日帰りの機能訓練・食事・入浴などのサービスを受ける。

(3) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症高齢者が共同生活をする住宅で、機能訓練・食事・入浴などのサービスを受ける。

(4) 小規模多機能型居宅介護

利用者の状況や環境に応じて、訪問、通い、宿泊などのサービスを組み合わせ、機能訓練・食事・入浴など日常生活の支援を受ける。

(5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受ける。※原則要介護3以上

3 施設サービス

※要支援と認定された方は、利用できません。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）※原則要介護3以上

(2) 介護老人保健施設（老人保健施設）

(3) 介護医療院

4 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

※利用できる方は、要支援認定者、事業対象者（基本チェックリストによる該当者）に限られます。

(1) 訪問型サービス

掃除、洗濯などの日常生活の支援など

(2) 通所型サービス

機能訓練、集いの場などの日常生活の支援

サービス費の負担

介護保険は、原則として、かかった費用の1割、2割、3割を負担すれば介護サービスを利用できます。

- (1) 「事業対象者」「要支援1、2」「要介護1～5」に認定された方には、それぞれ月々に利用できる金額に限度額が設けられています。
- (2) 限度額を超えてサービスを利用したときは、かかった費用の全額が自己負担となります。

1 特定入所者介護サービス費

所得や預貯金が基準を下回る人が施設サービスを利用する場合、居住費や食費に上限額を設け、上限額を超えた額を保険者から支給します。

2 高額介護サービス費

1か月介護保険サービスおよび総合事業（介護予防・生活支援サービス）にかかった利用者負担額（1割、2割または3割）の合計が一定の上限額を超える場合、申請により高額介護サービス費等としてその超えた額を支給します。ただし、施設サービスなどの食費・居住費・日常生活費等、特定福祉用具購入、住宅改修の費用は高額介護サービス費の対象外となります。

3 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

同一世帯における、「介護保険の自己負担額」と「国民健康保険などの医療保険の自己負担額」の1年間（毎年8月から翌年7月まで）合計額が自己負担限度額を超えた場合、申請により「高額医療合算介護（介護予防）サービス費」としてその超えた額を支給します。各制度（介護保険と医療保険）の自己負担額で按分し、各保険者から支給します。

その他

介護保険のサービスを利用するには、要介護（要支援）認定申請又は基本チェックリストを実施し、認定を受ける必要があります。日常生活で困りごとがある人は、市役所長寿介護課又は近くの地域包括支援センターへ相談ください。（109ページ参照）

(2) 社会福祉法人等による利用者負担の軽減

窓口 市役所 長寿介護課

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388

介護保険サービスを利用する低所得者の負担を軽減するため、介護保険サービス利用料の一部が軽減されます。

1 対象者

(1) 市民税非課税世帯で、次のすべてに該当する方

ア 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

イ 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

ウ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

エ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

オ 介護保険料を滞納していないこと。

(2) 生活保護受給者

2 対象サービス

(1) 訪問介護

(2) 通所介護

(3) 短期入所生活介護

(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(5) 夜間対応型訪問介護

(6) 地域密着型通所介護

(7) 認知症対応型通所介護

(8) 小規模多機能型居宅介護

(9) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(10) 複合型サービス

(11) 介護福祉施設サービス

(12) 介護予防短期入所生活介護

(13) 介護予防認知症対応型通所介護

(14) 介護予防小規模多機能型居宅介護

(15) 第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業

(16) 第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業

※生活保護受給者は、(3)(9)(11)(12)に限る。

3 減額割合

本人負担額の4分の1（老齢福祉年金受給者は、2分の1）

※生活保護受給者の居住費(滞在費)は本人負担の全額

4 その他

介護保険サービス利用料の軽減を行っている社会福祉法人等に利用が限定されます。

(3) 障がい者ホームヘルプサービス利用者負担の軽減

窓口 市役所 長寿介護課

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388

ホームヘルプサービスの継続的な利用の促進及び福祉の増進を図り、障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた障がい者の負担を軽減するため、ホームヘルプサービス利用料を軽減します。

1 対象者

障がい者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において、境界層該当として負担上限月額が0円になっている方で、次のいずれかに該当することとなった方

- (1) 65歳到達以前のおおむね1年間に障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた方で、65歳に到達したことで介護保険の対象となった方
- (2) 特定疾病により要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの方

2 軽減等割合

利用者負担額の全額

(4) 後期高齢者医療制度・後期高齢者福祉医療費の支給

窓口 市役所 保険健康課

電話 0561-32-8016 ファクシミリ 0561-34-3388

後期高齢者医療

1 対象者

- (1) 75歳以上の方
- (2) 65歳以上で一定の障がいのある方（主に次の手帳をお持ちの方）
 - ア 身体障がい者手帳 1～3級
 - イ 身体障がい者手帳 4級（音声・言語、下肢1・3・4号）
 - ウ 療育（愛護）手帳 A判定（1・2度）
 - エ 精神障がい者保健福祉手帳 1・2級

後期高齢者福祉医療費の支給

1 対象者

後期高齢者医療制度被保険者で次の方

- (1) 65歳以上の障がい者（条件あり）
 - (2) ひとり暮らしの高齢者で市町村民税非課税の方
 - (3) ねたきり高齢者で市町村民税非課税世帯の方
 - (4) 結核予防法による入院勧告措置の方
 - (5) 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律による措置入院患者
 - (6) 認知症高齢者で市町村民税非課税世帯の方
 - (7) ひとり親家庭等医療、障がい者医療、精神障がい者医療制度からの移行者
- ※生活保護受給者は対象となりません。

2 支給の範囲

医療費（保険適用分）の自己負担分

3 手続きに必要なもの

- (1) 後期高齢者医療資格確認書等
- (2) 上記1の対象者であることを証明する書類（障がい者手帳等）
- (3) マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類

4 その他

後期高齢者医療資格確認書等と後期高齢者福祉医療費受給者証を医療機関の窓口へ提出してください。

県外の医療機関での診療については、自己負担分を一旦医療機関に支払いした後、市役所保険健康課に次のものを持参して払戻しの申請をしてください。

- (1) 当該領収書（保険点数の記載のあるもの）
- (2) 預金通帳
- (3) 後期高齢者医療資格確認書等
- (4) 受給者証
- (5) マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類

(5) 高齢者（成人）保健事業

窓口 保険健康課

電話 0561-76-5880 ファクシミリ 0561-34-3388

各種保健事業を実施し、みなさん一人一人が健康な生活を送れるよう努めています。
「自分の健康は自分でつくる」ために、積極的にご参加ください。

	内容	対象者	
健康教育	心や身体の健康に関する教室を開催しています。	希望する方、必要な方	
健康相談	生活習慣病及び心や身体の健康に関すること、食生活、歯のことなどの健康相談を開催しています。	希望する方、必要な方	
訪問指導	保健師・歯科衛生士・管理栄養士等が各家庭を訪問し、生活習慣病等・歯科・食生活に関することなどの助言、相談等を行います。	・在宅での健康相談を希望する方 ・健康診査受診者で健康上注意が必要な方等	
保健指導	糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病を予防する指導を行います。	特定健診受診者で保健指導の対象となった方	
健康診査	各種健診（検診）を実施しています。健診（検診）は、必ず受けましょう。		
	特定健診	40歳から74歳までのみよし市国民健康保険加入者	
	後期高齢者医療健診	後期高齢者医療保険加入者	
	肝炎ウイルス検診	40歳以上の方で、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない方	
	成人歯科健診	20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70、75歳の方	
	骨密度検診	30歳以上の女性	
	胸部X線検査	40歳以上の方	
	がん検診	肺がん検診	40歳以上の方
		胃がん検診 （胃部X線検査）	前年度にみよし市胃がん検診（胃内視鏡検査）を受診していない40歳以上の方
		胃がん検診 （胃内視鏡検査）	50歳以上の人で偶数歳の方
		大腸がん検診	40歳以上の方
		子宮頸がん検診	20歳以上偶数歳の女性 特定年齢の女性（無料クーポン券対象者）
		乳がん検診 （乳房X線検査）	40歳以上偶数歳の女性 特定年齢の女性（無料クーポン券対象者）
乳がん検診 （乳房超音波検査）		30歳代の偶数歳の女性	
前立腺がん検診	50歳以上の男性		

※日時・会場については、「広報みよし」などでお知らせします。

※年齢の基準日は令和8（2026）年3月31日です。

(6) 年金制度

年金には次のような制度があります。それぞれ条件がありますので、詳しくは下記問い合わせ先にご確認ください。

種別	問い合わせ	年金種別	対象条件
国民年金	豊田年金事務所 電話0565-33-1123 市役所 保険健康課 電話32-8016	老齢基礎年金	満65歳になったとき (満60歳から繰上げ請求ができます。)
		障がい基礎年金	重度の障がい者になったとき
		遺族基礎年金	配偶者と死別したとき (配偶者または子) ・死亡当時、18歳になった年度の3月31日までの間であること。 ・20歳未満で障がい等級1級または2級の障がい状態であること。
		寡婦年金	夫と死別したとき (老齢基礎年金の受給資格のある夫が年金を受けないで死亡したとき10年以上婚姻期間のある妻)
		死亡一時金	3年以上保険料を納付した方が、老齢基礎年金・障がい基礎年金を受けないまま死亡し、遺族年金を受けられないとき
厚生年金	豊田年金事務所 電話0565-33-1123	老齢厚生年金	支給開始年齢に到達したとき
		障がい厚生年金	重度の障がい者になったとき
		障がい手当金	障がい厚生年金1、2、3級より軽い障がいで1回のみ支給
		遺族厚生年金	被保険者が死亡したとき
共済年金	各共済組合	退職共済年金	支給開始年齢に到達したとき
		障がい共済年金	重度の障がい者になったとき
		遺族共済年金	被保険者が死亡したとき

(7) 障がい者控除対象者認定書の交付

窓口 市役所 長寿介護課

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388

本人または扶養している家族が要介護（要支援）認定を受けており、次の要件を満たすときは、「障がい者控除対象者認定書」を交付します。

1 対象者

【障がい者控除】

次の全てに該当する人は「障がい者控除」を受けることができます。

- ① 65歳以上の人で要支援2以上の方
- ② 認定調査票及び主治医意見書の「障がい高齢者日常生活自立度」が自立、J 1、J 2、A 1、A 2に該当する方
- ③ 認定調査票及び主治医意見書の「認知症高齢者等日常生活自立度」が自立、I、II a、II bに該当する方

【特別障がい者控除】

「障がい者控除」交付基準①に該当する人で、次のいずれかに該当する人は「特別障がい者控除」を受けることができます。

- ① 要介護4又は要介護5の方
- ② 認定調査票又は主治医意見書の「障がい高齢者日常生活自立度」がB 1、B 2、C 1、C 2に該当する方
- ③ 認定調査票又は主治医意見書の「認知症高齢者等日常生活自立度」がIII a、III b、IV、Mに該当する方

2 認定基準日

毎年12月31日

3 申込

原則不要

※市内の住居地特例施設に入所中でみよし市に要介護認定等の情報がない場合、転入継続申請をした人のうち基準日時点で初回の認定有効期間内である場合、各年12月31日以前に死亡された場合、再交付及び過年度分の発行については、長寿介護課窓口での申請が必要です。

※認定書の即日交付はできません。後日、郵送します。

(8) 医療費（おむつ）控除証明書の交付

窓口 市役所 長寿介護課

電話 0561-32-8009 ファクシミリ 0561-34-3388

要介護（要支援）認定を受けており、次の要件を満たすときは、「医療費（おむつ代）控除証明書」を交付します。

1 対象者

次の全てに該当する方

①主治医意見書の「障がい高齢者日常生活自立度」がB 1、B 2、C 1またはC 2に該当する方

②主治医意見書の「尿失禁の発生可能性」の項目に「✓（チェック）」がある方、または失禁の対応として「カテーテル」の項目に「✓（チェック）」がある方

※証明書の即日交付はできません。後日、郵送します。

(9) ふれ愛電話

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ 0561-34-5860

市内在住でひとり暮らしの高齢者の方を対象に安否を電話により確認をし、孤独感や不安を少しでも和らげることを目的としています。

1 対象者

市内在住の65歳以上のひとり暮らしの方

2 費用

無料

3 日時

毎月 5、20日（休日等の場合は、翌日）

4 手続きに必要なもの

申請書（社会福祉協議会にあります。）

(10) 地域見守り活動事業「みまもっ手」

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ0561-34-5860

見守り事業とは、地域の中で困りごとのある方や支援の必要な家庭などを地域のみなさんで見守り、気がかりなことを感じたら相談機関に連絡して、地域で暮らす市民の支え合い活動のことをいいます。

日常生活や仕事の中で、地域のみなさんの支え合いが作られます。特別な決まり事などはありません。まずは、あいさつや気軽な声かけなどから「顔見知り」になりましょう。

1 対象者

みよし市内で暮らしている方

2 事業の流れ

- (1) 困りごと、気がかりなことを感じたらまずは、社会福祉協議会に連絡ください
- (2) 関係機関に協力依頼を社会福祉協議会が行います。

3 日時

必要に応じて随時

4 地域見守り事業協定事業所

約20の事業所がこの事業に賛同いただき、協定を結んでいます。

(11) 高齢者福祉事業「おしゃべり会」

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ0561-34-5860

市内在住の高齢者の方々を対象にした社会参加の機会を提供し、おしゃべりをする事により、日ごろの孤独感や不安を少しでも和らげ、親睦交流事業のきっかけづくりの一環とすることを目的としています。

1 対象者

市内在住の65歳以上の方

2 内容

茶話会やお楽しみゲーム（地域の特性に合わせた親しみ、参加しやすい内容）

3 参加費

実費（飲食代等）

4 日時

開催チラシ等でお知らせします。

(12) 高齢者運転免許自主返納支援事業

窓口 みよし市社会福祉協議会（福祉センター） 電話 0561-34-1588 ファクシミリ0561-34-5860

高齢者が身体的な理由等で公安委員会に運転免許証を自主返納した者に対し、交通事故の減少及び日常生活の不便を減少するとともに、閉じこもりを防ぎ、外出機会の応援等を目的としています。

1 対象者

- (1) 運転免許証にみよし市の住所が記載されている申請時に満年齢が65歳以上の方
- (2) 運転免許証を自主返納し、公安委員会から「申請による運転免許証の取消通知書」を交付された方

2 助成内容

- (1) 助成内容
交通系電子マネー（manaca）1枚 5,000円分（カード保証金500円を含む）
- (2) 支援回数
1人1回

3 申請の期限

運転免許証を自主返納した日から起算して1年以内

4 手続きに必要なもの

公安委員会が交付する「申請による運転免許証の取消通知書」